

からざれば、わけてあはれみをかけ、江戸に下るにのぞみて、濱荻は與左衛門にわが父母もろどもに江戸へくだりたきよしの願を申しけるに、許されざりければ、客にかたらひ、事のよしを歎きけるに、其客豪富のあき人にて、彼が孝心を感じいとやすき望みかなとて、路資をあたへて、あるじ與左衛門に頼みけるに、費をいとへばこそ、かれが願ひも聞ざりしなりとて、こともなげに承け引きたれば、濱荻はふたおやをも伴ひつゝ、下りけり、濱荻勤めの中をこたりなければ、他の遊女もこれにならひて、その家繁榮し、主人も亦數多の益を得たれば、高砂といへる茶店をしつらひ、濱荻が親達につかはしたり、かの濱荻はたしなみよくて身をつゝ、しみ、明けくれに父母をかへり見て、勤めながらも日々に親のもとへ行きかよひけり。○下略

(續日本紀十九孝謹) 天平勝寶六年十月乙亥勅官人百姓不畏憲法私聚徒衆任意雙六、至於淫迷子無順父終亡家業亦虧孝道因斯遍仰京畿七道諸國固令禁斷。○中略○下

(續日本紀二十孝謹) 天平寶字元年四月辛巳勅曰、○中略○下 古者治民安國必以孝理百行之本莫先於茲。宜令天下家藏孝經一本、精勤誦習、倍加發、百姓間有孝行通人鄉閭欽仰者、宜令所由長官具以名薦、其有不孝不恭不友不順者、宜配陸奥國桃出羽國小勝、以清風俗亦捍邊防。

〔明良洪範〕 寛文ノ末凶年打續ケル故、乞食共多、柳原土手ニ小屋ヲ掛、御扶持ヲ下サレケル所ニ、下谷三枚橋ニ老タル母ヲ背ニ負タル非人有リ、著スベキ衣類モナク、腰ノ立ヌ母ヲ養フ也、柳原ノ小屋迄モ行事ナラズシテ、橋ノ上ニ居由上聞ニヤ、達シケン、別ニ御扶持米ヲ下サレ、小屋モ得ザセ、其町内ヘ母子ノ世話を致遣ハズベキ由仰付ラレケル、孝心台聽ヲ動シケル、此事ヲ傳へ聞き、奸惡ノ者母ヲ負テ往來スル者アリ、是ハ假ニ雇タル母ナレバ、日暮ニ及ベバ東西ヘ別レ去ル、其時貰シ米錢ノ數ヲ互ニ論ジ、握ミ合ナドシケル、此事上ヲ僞ルニ似タル事ナレバ、悉ク禁ジラルベキヤト、町奉行ヨリ申立、評議ノ時、重矩倉板申サレケルハ、惡事サヘ似セタル者ハ本罪ヨリ輕